

世田谷区告示第265号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店
- (2) 所在地 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエービル2階

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設（区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。）

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで